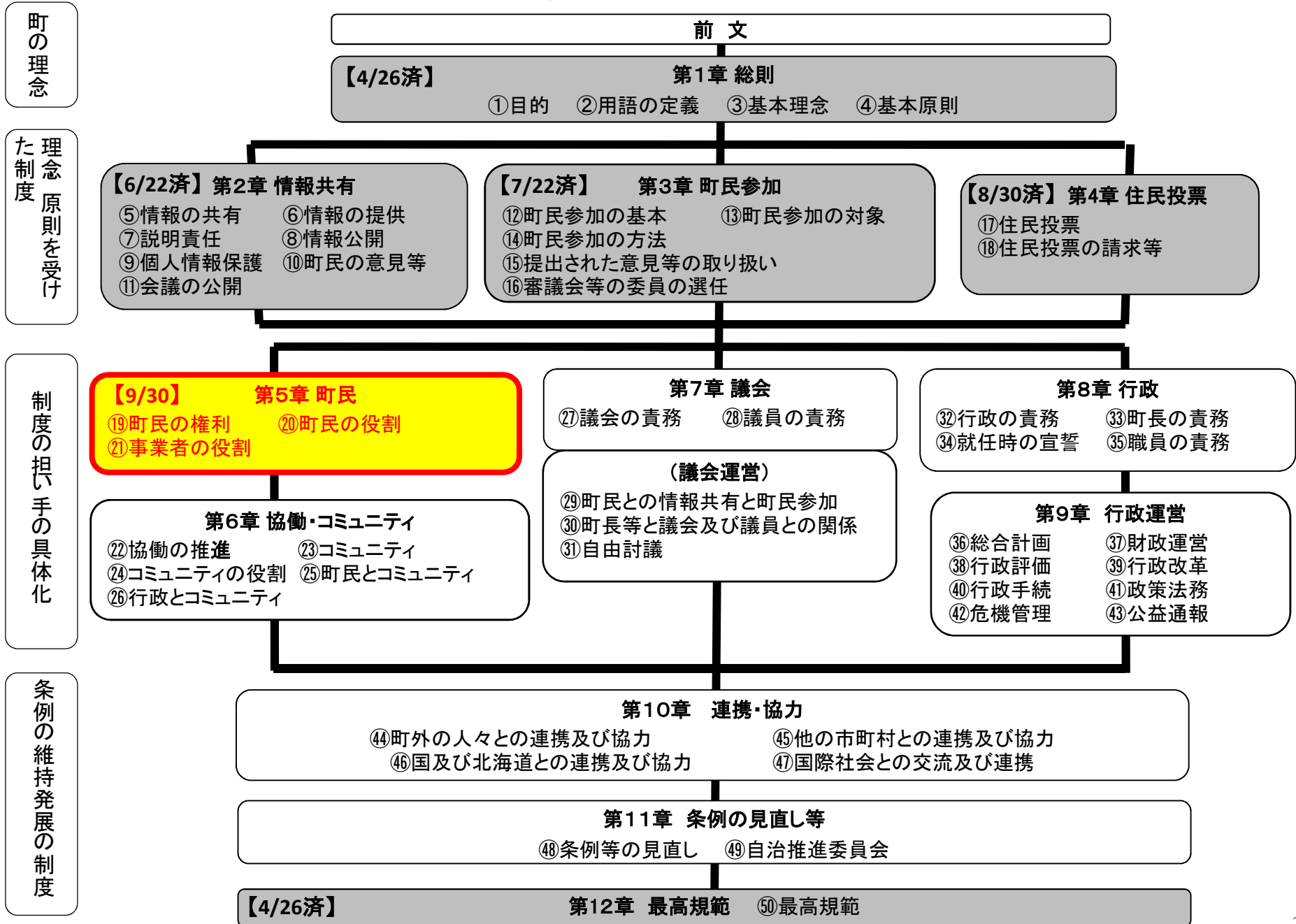


自治基本条例の概要

(第5章 町民)

自治基本条例(仮称)策定専門部会事務局

9/30の勉強箇所



自治基本条例の概要(町民の権利)

「権利」とは(※対義語は「義務」)

- 1 ある物事を自分の意志によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力
- 2 一定の利益を自分のために主張し、また、これを享受することができる法律上の能力。私権と公権に分かれる。
- 3 権勢と利益。

法律で規定されている「住民の権利」とは？

■地方自治法第10条第2項

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

■地方自治法第11条

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。



国の法律で住民の権利は規定されてる
ではなぜ、自治基本条例で「住民の権利」を規定するのか？

自治基本条例の類型化

フルセット型とサブセット型

■ 5つの事項が網羅・・・「フルセット型」

① 理念

② 町民の権利

③ 自治実現の制度・仕組み

④ 行政・議会の組織・運営・活動に関する基本的事項

⑤ 最高規範

■ 一部が欠けている・・・「サブセット型」

■ ほとんど①だけ・・・「理念条例」

■ ④対象から議会が除かれている・・・「準自治基本条例」

■ ②町民側の権利規定がなく、④行政側の事項のみ規定・・・「行政基本条例」

先例自治基本条例の5要件一覧

名称	制定年月日	理念	市民の権利	制度や仕組み	行政・議会	最高規範
ニセコ町まちづくり基本条例	2000年12月	○	○	○	○	○
杉並区自治基本条例	2002年12月	○	○	○	○	○
箕面市まちづくり理念条例	1997年3月	○	—	—	—	—
宝塚市まちづくり基本条例	2001年12月	○	○	○	○	○
生野町まちづくり基本条例	2002年3月	○	○	○	○	○
清瀬市まちづくり基本条例	2002年9月	○	—	○	○	—
倉石村むらづくり基本条例	2002年12月	○	○	○	—	○
羽咋市まちづくり基本条例	2002年12月	○	○	○	○	○
菊池氏まちづくり基本条例	2002年12月	○	○	○	○	—
会津坂下町まちづくり基本条例	2002年12月	○	○	○	○	○
伊丹市まちづくり基本条例	2003年3月	○	○	○	○	○
鳩山町まちづくり基本条例	2003年3月	○	○	○	○	—
住み良いまち美瑛をみんなで作る条例	2003年3月	○	○	○	—	—

名称	制定年月日	理念	市民の権利	制度や仕組み	行政・議会	最高規範
柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	2003年3月	○	○	○	○	○
吉川町まちづくり基本条例	2003年3月	○	○	○	○	○
甲良町まちづくり条例	2003年3月	○	○	○	○	○
高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	2003年4月	○	—	○	—	—
浜北市民基本条例	2003年6月	○	○	○	○	○
東海市まちづくり基本条例	2003年12月	○	○	○	○	○
北海道行政基本条例	2002年10月	○	—	○	○	○
多摩市市民自治基本条例案提言書案	2002年10月	○	○	○	○	○
猿払村まちづくり理念条例	2001年3月	○	—	—	—	—
厚木市まちづくり理念条例	2003年3月	○	—	—	—	—
志木市市政運営条例	2001年9月	○	—	○	—	—
八雲町自治基本条例	2010年4月	○	○	○	○	○
美幌町自治基本条例	2015年4月	○	○	○	○	○
余市町自治基本条例	2018年4月	○	○	○	○	—

「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」における「町民の権利」

<前文(抜粋)>

そのためには、行政は、町の仕事が町民の意思に基づいてなされることを認識したうえで、その責任を的確に果たし、町民は、自らが持つ権利と責任のもと主体的かつ総合的視点に立った発言や行動により自治が行われる住民自治の精神を確認し、町民みんなが力を合わせて自らの町を自らが築いていくという地域社会の形成が必要です。

<第1章総則 町民参加推進の原則(抜粋)>

町民参加の推進は、町民の権利として、平等に行います。



自治基本条例では、どのような町民の権利が規定されるのか？

自治基本条例上の権利リスト

＜地方自治法の権利を確認的に規定したもの＞

ア 行政サービスを等しく受ける権利

イ 選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権、議員及び長等の解職請求権等

＜新たな権利を規定したもの＞

ウ 参加の権利(まちづくりに参加する権利など)

エ 情報を知る権利(行政情報を知る権利など)

オ 学ぶ権利(学習機会を選択して学ぶ権利など)

カ その他

- ・自己の個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利
- ・自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利
- ・快適な環境において安全で安心な生活を営む権利
- ・自主性、自立性が尊重される権利
- ・まちづくりを行う権利

＜条例仮置き案(抜粋)＞

第3章 町民参加
(町民参加の基本)

議会及び行政は、第○条に定める方法により、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。

権利の中でも基本となり
自治実現の両輪の役割

先例条例条文比較(「町民」箇所抜粋)

区分	八雲町	美幌町
施行日	平成22年4月	平成23年4月
条文	<p>第5章 町民 (町民の基本姿勢と役割)</p> <p>第21条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めるものとします。</p> <p>2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとします。</p> <p>3 町民は、常にまちづくりに関心を持ち、積極的に参加し、互いに助け合い、支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。</p> <p>4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。</p> <p>5 町民は、まちづくりに関して、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとします。</p> <p>6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。</p> <p>7 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めるものとします。</p> <p>(町民の権利)</p> <p>第22条 町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。</p> <p>2 町民は、町政に参加する権利を有します。</p> <p>3 町民は、町政について意見を表明し、提案することができます。</p> <p>4 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。</p> <p>5 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第23条 事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内で事業活動を行う者をいいます。</p> <p>2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとします。</p> <p>3 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。</p>	<p>第5章 町民 (町民の権利)</p> <p>第19条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。</p> <p>2 町民は、町政に参加する権利を有します。</p> <p>3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。</p> <p>(町民の役割)</p> <p>第20条 町民は、美幌町の自治の主体として自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めます。</p> <p>2 町民は、町政及び地域活動に参加するに当たっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。</p> <p>3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第21条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。</p>
権利の種別(P9)	ア、ウ、エ、カ	ア、ウ、エ
役割の参考例(P16)	ア、イ、エ、カ、キ、シ	ア、エ、キ、シ

先例条例条文比較(「町民」箇所抜粋)

区分	ニセコ町	余市町
施行日	平成13年4月	平成30年4月
条文	<p>第2章 まちづくりの基本原則 (情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p> <p>第4章 まちづくりへの参加の推進 (まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。 (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。 (まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 (まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p> <p>※「町民」の章立てはない</p>	<p>第2章 町民 第1節 町民の在り方 (町民の基本姿勢と役割) 第5条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え、行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めます。 2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、連携協力してまちづくりに努めます。 3 町民は、町民の信託に基づいて定められた条例などを遵守するものとします。 4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分任するものとします。 5 町民は、まちづくりの主体として自ら考え、行動し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。 (町民の権利) 第6条 町民は、議会及び町の保有する情報について、知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。 2 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。 (事業者の役割) 第7条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。 2 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。</p>
権利の種類(P9)	ウ、エ	ア、ウ、エ
役割の参考例(P16)	ア、イ	ア、イ、エ、シ

先例条例条文比較(「町民」箇所抜粋)

区分	北見市	遠軽町	新潟県上越市
施行日	平成22年12月	平成19年4月	平成20年3月
条文	<p>第3章 市民 (市民の権利) 第6条 市民は、<u>安全で安心な生活を営む権利</u>を有する。 2 市民は、まちづくりに関する情報を<u>知る権利</u>を有する。 3 市民は、自らの意思で活動する権利のほか、<u>まちづくりに参加する権利</u>を有する。 4 市民は、前3項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする。 (市民の責務) 第7条 市民は、互いに平等であることを認識し、尊重し合い、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。 (子どもの権利等) 第8条 子どもは、より良い環境の中で<u>健やかに育つ権利</u>を有する。 2 子どもは、地域社会の一員として、<u>まちづくりに参加する権利</u>を有する。 3 市民、議会及び市長等は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行うものとする。 (事業者の責務) 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>(まちづくりにおける町民の責務) 第9条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 (情報を得る権利) 第10条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら<u>取得する権利</u>を有する。 (学ぶ権利) 第11条 わたしたち町民は、生涯にわたり学習機会を選択して<u>学ぶ権利</u>を有する。 (災害等における町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、災害発生時には自らの被災防止に努めるとともに、互いに助け合い可能な限り避難・復旧活動に参加するよう努めるものとする。 2 わたしたち町民は、安全で快適な生活を実現するため常に交通安全及び防犯意識の高揚を図り、交通事故防止等に関する町の施策に参加するとともに自らも事故防止に努めなければならない。 (自然環境の保護) 第13条 わたしたち町民は、自然豊かな郷土を守り、育てるためそれぞれの責任において省エネルギー・リサイクル等の推進を図り、環境の保護に努めるものとする。</p>	<p>第2章 市民の権利及び責務 (市民の権利) 第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、<u>市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利</u>その他の権利を有し、これを行行使することができる。 2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができる。 (1) 市政運営に関する<u>情報を知る権利</u> (2) 市民<u>参画をする権利</u> (3) <u>協働をする権利</u> 3 市民は、市が提供する<u>サービスを楽しむこと</u>ができる。 (市民の責務) 第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。</p>
権利の種類(P9)	ウ、エ、カ	エ、オ	ア、イ、ウ、エ、カ
役割の参考例(P16)	イ、エ、キ	ア、ウ、エ	ア、エ、キ、シ

先例条例条文比較(「町民」箇所抜粋)

区分	東京都武蔵野市	岩見沢市	むかわ町
施行日	令和2年8月	平成27年4月	平成25年4月
条文	<p>第3章 参加と協働 第1節 情報共有 (知る権利の保障) 第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。</p> <p>第2節 市民参加 (市民参加の権利及び機会の保障) 第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。</p> <p>※「町民」の章立てはない</p> <p>第2章 市民、議会及び市長等の役割等 (市民の役割) 第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。 2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。 3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。</p>	<p>第2章 市民 (市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。 2 市民は、まちづくりの主体として、平等に参加する権利を有します。 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有します。 (青少年及び子どもの権利) 第7条 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。 (市民の役割と責務) 第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的に参加するよう努めるものとし、 2 市民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重するものとし、 (事業者の役割) 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図りながら、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとし、</p>	<p>第5章 町民 (町民の権利) 第18条 町民は、町政に参加する権利を有します。 2 町民は、町政に関する情報について開示を求め、知る権利を有します。 3 町民は、町政について、意見を表明し、提案することができます。 4 町民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。 5 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。 (町民の役割と責務) 第19条 町民は、まちづくりの主体として自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めます。 2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めます。 3 町民は、まちづくりに関して、自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、発言及び行動に責任を持つよう努めます。 4 町民は、互いに助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、行政と一体となった協力体制の整備に努めます。 5 町民は、まちづくりを推進するために必要な負担を負うこととします。 6 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めます。 (事業者の役割) 第20条 事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内で事業活動を行う者をいいます。 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。 3 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくり活動を尊重するとともに、地域社会との調和を図り、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。</p>
権利の種別(P9)	ウ、エ	ウ、エ、カ	ア、ウ、エ、カ
役割の参考例(P16)	ア、イ、カ	イ、エ、キ	ア、イ、エ、ク、シ

自治基本条例の概要(町民の役割)

「役割」とは

- 1 役目を割り当てること。また、割り当てられた役目。
- 2 社会生活において、その人の地位や職務に応じて期待され、あるいは遂行しているはたらきや役目。

「責務」とは

- 1 責任と義務。また、果たさなければならない務め。

「義務」とは

- 1 人がそれぞれの立場に応じて当然しなければならない務め。
- 2 倫理学で、人が道徳上、普遍的・必然的になすべきこと。
- 3 法律によって人に課せられる拘束。法的義務はつねに権利に対応して存在する。

「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」における「町民の役割」

<第1章総則>

(町民の役割)

第4条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりへの参加において、総合的な視点で自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

2 町民は、住み良いまちの実現に向け、相互に協力しなければなりません。



自治基本条例では、どのような町民の役割が規定されるのか？

自治基本条例上の役割(先例条例を参考)

＜自治の主体であることを認識・自覚することを規定したもの＞

- ア まちづくりの主体であること
- イ 個々の立場や価値観の違いを理解し、互いに尊重する
- ウ 総合的視点
- エ 自らの発言と行動に責任を持つ
- オ 自治の重要性を認識する
- カ 市民全体の公共の福祉、次世代への責務、市の将来に配慮

＜自治の主体として行動・努力することを規定したもの＞

- キ 主体的・積極的にまちづくりに取り組む
- ク 自ら有する技術、能力等をまちづくりに還元する
- ケ 自治の実践を積み重ねながら、自治を守り、その拡充に努める
- コ 豊かな人間関係の育成に努める
- サ 権利の乱用をしない
- シ 負担の分任

美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

- 1 心もからだもすこやかに りっぱにつとめをはたしましょう。
- 1 互にむつみ話し合い 楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 きまりを守り助け合い 明るい社会をつくりましょう。
- 1 自然を愛し文化をたかめ 豊かな郷土をつくりましょう。

<条例仮置き案(抜粋)>

第1章 総則
(基本理念)

町民、議会及び町は、美瑛町町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。

自治基本条例の概要(事業者の役割)

第1章総則で仮置きした条文(抜粋)

(用途の定義)

この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1)町民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。



「事業者」も「町民」の定義に含めている
「事業者の役割」を別に規定することで、事業者のまちづくりへの活動促進



事業者が与える影響は大きいことから、積極的な表現とすることが多い

- 地域社会の一員として、社会的責任を自覚し・・・
- 安心して住めるまちづくりに寄与する
- 地域社会との調和を図り・・・

■ 論点のポイント

- ☑論点1 「町民」の章を設けるか
- ☑論点2 「町民の権利」をどこまで規定するか(P9参照)
- ☑論点3 「町民の役割(責務)」をどこまで規定するか(P16参照)
 - ☑論点3-1 「町民の役割」か「町民の責務」か
 - ☑論点3-2 「町民の基本姿勢」を規定するか
 - ☑論点3-3 「子どもの権利」を規定するか
 - ☑論点3-4 「参加又は不参加を理由とした不利益」を規定するか
- ☑論点4 「事業者の役割」を規定するか